

歯科技工士養成の高等教育化について

佐野正枝

明倫短期大学歯科技工士学科

On Higher Education of Dental Technician Training

Masae Sano

Department of Dental Technology, Meirin College

1. はじめに

平成9年4月歯科技工士学科ならびに歯科衛生士学科を擁する明倫短期大学が開学した。歯科技工士を養成する高等教育機関としては日本ではじめての設置許可であり、また歯科医療従事者を養成する二学科を擁することにおいても唯一のものである。

歯科医療が歯科医師の指示のもと、歯科技工士、歯科衛生士が緊密な連携のもとに一団となって行われるものであれば科学技術の発展、医学・歯科医学の進歩による医療技術の高度化やそれに伴う専門細分化、また患者ニーズの多様化など歯科医療を取り巻く環境が大きく変化する中、その一翼を担う技術者の資質の向上と責任は益々増大していくものと考えられる。そして、これらの新しい時代の要請に応えるためには、歯科技工士及び歯科衛生士の養成についても、単に歯科医療を支える実際的な知識や技術等の習得にとどまらない幅広い知識と高度な技術、社会人としての良識や情操豊かな人間性を備え、また、実行力と独創性をもって斯学の研究に当る、一般の歯科技工士及び歯科衛生士に対しても指導的役割を果たし得る質の高い人材の養成が急がれている状況である。

特に歯科技工士の養成については今まで専門学校にまかされ、その高等教育化は学制制度が法的に整わなかったため今日まで阻まれていたが、平成6年歯科技工(士)法の一部改正により短期大学等の高等教育化の道が開かれた。これを契機に40年間歯科技工士、歯科衛生士の養成を行ってきた歯友会歯科技術専門学校を設置する財団法人歯友会は平成7年1月に明倫短期大学設立準備委員会を設け、歯科技工士養成の高等教育化に向けてその構想を具体化し昇格をなした。

本稿では、歯科技工士教育という観点で歯科技工士養成の変遷、明倫短期大学の基盤となった歯友会歯科

技術専門学校の教育・研究の活動を踏まえながら歯科技工士養成の高等教育、教育課程の編成の考え方について述べる。

また、今後の歯科技工学の発展に期待し、その将来展望についてもふれてみたい。

2. 歯科技工士養成の変遷

歯科技工という仕事そのものの歴史は古く、江戸時代に製作された木製義歯の発見により、当時の技術がかなり進んだものであったこともわかっている。技工分野における長い歴史的背景、戦後復興の医療制度の枠組み確立過程の幾多の変遷については木暮山人著「歯科技工士のあゆみ」¹⁾に詳しい。その中から歯科技工士の養成教育の観点から、その変遷を追ってみる。

終戦後、昭和22年旧制の歯科大学教育が実施され、引き続いて昭和23年歯科衛生士法、昭和30年には歯科技工法が制定された。それによりはじめて歯科技工士の業務、資格、養成施設が法制化され、それまでの徒弟制度的医療体系が先行していた歯科技工士(歯科技工手)の養成について教育制度としての基盤が緒についたわけである。

法案作成段階では養成機関については文部省のものと厚生省のものと二本建てであったが最終的には一元的に厚生省のみとなり、歯科技工法(昭和30年8月16日)は公布され、翌年に歯科技工士養成所指定規則(昭和31年2月16日)、歯科技工士養成所指導要領が制定された。以後、歯科技工士養成については主務官庁である厚生省がその指導を行っていった。戦前より歯科技工士の養成を行っていた3つの養成所(東京医科歯科大学付属歯科技工士学校・愛歯歯科技工養成所・日本大学歯科技工士養成所)はそのまま準拠し指定を受けた。

歯科技工法の規定に基づき歯科技工士養成所として

表 1. 歯科技工士養成所の学科課程の推移

昭和 31 年～40 年		昭和 41 年～49 年		昭和 50 年～平成 5 年		平成 6 年～（現在）	
科 目	時間数	科 目	時間数	科 目	時間数	科 目	時間数
国 語	90						
数 学	90						
理 科	90						
保健体育	180						
外国語	90	外国語	30	外国語	30	外国語	30
美術概論	30	美術概論	15	美術概論	15	造形美術概論	15
		歯科技工概論	15	歯科技工概論	30	歯科技工学概論	50
関係法規	15	関係法規	15	関係法規	15	関係法規	15
歯牙解剖	150	歯牙解剖	150	歯牙解剖	150	歯の解剖	150
有床義歯学	360	有床義歯学	360	有床義歯技工学	550	有床義歯技工学	440
継続架工学	360	継続架工学	360	歯冠修復技工学	550	歯冠修復技工学	440
充填学	30	充填学	30				
矯正学	30	矯正学	30	矯正技工学	30	矯正歯科技工学	30
				小児歯科技工学	30	小児歯科技工学	30
歯科理工学	180	歯科理工学	180	歯科理工学	150	歯科理工学	220
				歯科鑄造学	50		
歯科技工実習	1,275	歯科技工実習	1,275	歯科技工実習	600	歯科技工実習	520
						顎口腔機能学	60
						選択必修科目	200
合 計	2,970	合 計	2,460	合 計	2,200	合 計	2,200

最初に指定認可されたのが歯友会歯科技工士養成所である。

以後、全国各地にも養成所の新設認可が進み、昭和56年には73校となり今日に至っている。

学科課程の推移は表1に示す通りである。当初の入学資格は中学校卒業、修業年限は3年であった。その後、歯科医療の進歩により医療制度が改善される中で指定規則も検討が加えられ、昭和41年指定規則改正により入学資格は高校卒業に、修業年限は2年となり学科課程についても改正された。

昭和42年には歯科技工士養成所の数も24校となったが各々の養成所の教育内容の格差を平準化するため歯科技工士養成所教授要綱が制定されるに至った。

しかし、実際の教育の現場では具体的な講義内容、教育方法、教材、実習の指導方法等は試行錯誤で行われていた。^{2)~5)} そのような状況の中で私立の養成所の側から、教育目標、教育内容や施設の充実、運営についての諸問題の解決を図るため協議会設立の意向が芽映えはじめ、昭和44年7月19日「歯科技工士教育協議会」設立総会が歯友会歯科技術専門学校に於いて開催された。そして同年10月に誕生した。参加校は横浜

歯科技工専門学校、東北歯科総合専門学校、東北歯科技工専門学校、九州歯科技術士学院、富山歯科技工士学院、東邦歯科技工専門学校、大阪府立堺壘学校、歯友歯科高等専門学校の八校であった。そして、歯科技工士教育の健全な発展を目的とした事業活動を行っていった。この中で討議された主な内容を下記に示す。

（歯科技工士教育協議会会報2号より）

- (1) 技工実習の在り方、方法の検討
（カリキュラムの編成、教科別、科目別の必須ケースのあるべき内容・学説と基礎学習の関連）
- (2) 歯科技工士教育に最もふさわしい教育課程の編成
（理論学習、基礎学習、技工実習を一体化した合理的な歯科技工士教育法の開発等）
- (3) 歯科技工士に必要な歯科理工学の在り方の検討
- (4) 歯科技工士教育に役立つ「美術概論」教育内容の編成

この中で現行の教科目のほとんどが歯科大学で教える内容を簡素化した形にすぎない点、手技訓練を主たる目的とするかのような現行養成制度から学校教育法にもとづく短期大学という性格に脱皮すべき意見も既

にでており歯科技工士養成所のあり方、歯科技工士に必要な学問体系について根本から問うているのは敬重すべき内容である。

その後、養成施設の数も急増し、設置主体も国公立、学校法人、財団法人、歯科医師会等の社団法人とさまざまであったが、教育を取り巻く共通事項について全体で討議する必要性から昭和46年12月「全国歯科技工士教育協議会」（以後全技協という）が発足した。歯科技工士教育協議会の会員校は後に全技協の三部会に入った。

昭和49年12月5日、歯科技工士養成所指定規則の一部が改正されたことに伴い、教授要綱、指導要領も改正され、教員数、学科課程、時間数、設備、図書など内容も充実されていき、昭和57年歯科技工士資格免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許に改められた。昭和53年に歯科技工士養成所専任教員講習会が発足、平成4年の指定規則改正により顎口腔機能学があらたに学科課程に加えられた。

このように時代が進むにつれて教本・設備も充実していったが学科課程においては大きな変革はみられなかった。しかし、各々の養成所では独自の研究努力により新しい科目や内容を取り入れ、現行制度の枠内で奮闘していたのが実情である。

一方、歯科医療の現場では歯科技工物の製作については歯科材料の新開発や加工機器の技術革新により高度な専門的知識や技術が求められ、年々歯科医師の業務が診断、設計、装着等のチェアサイドの仕事が主流となり、歯科技工士がその指示に基づいて製作するという専門化された分業の方向が進行していった。また、この傾向は歯科医師国家試験から実技試験が廃止されたことも無縁ではないと思われる。

このような歯科技工士を取り巻く環境の変化は歯科技工士の役割と責任を増大させるとともに、歯科技工士自らが学問的裏付けをもって歯科技工技術の向上を図り研究する事が求められ、教育のより一層の充実と見直しが迫られてきた。そして現行制度の枠内での歯科技工士養成に対して抜本的改革が論議されるようになった。

厚生省の「歯科技工士養成の改善等に関する検討会」（座長 林都志夫 平成4年3月24日）、国立大学歯学部附属歯科技工学校長会議の「歯科技工士白書」（平成元年2月）、社団法人日本歯科技工士会の「歯科技工士に関する有識者懇談会」答申書（座長 幸田正孝 平成5年2月15日）においても、今日の歯科技工士の置かれている環境と任務についてはほぼ同様の認識を示した上で、歯科技工士の業務の基盤となる歯科技工学を独自の学問領域として確立し、研究する必要性を認め、社会の変化や技術革新の進展に対応できる歯科技工士を養成する短期大学、大学設置の実現を提言している。

また、歯科技工士以外の医療従事者の養成において

は医学、医療の高度化、専門化が急速に進む中で、既に昭和50年代より短期大学での教育研究体制が整備され、最近では4年制大学の新設へと発展している。看護学では十数校が大学院まで併設されるに至っている。

平成6年2月歯科技工（士）法の一部改正により文部大臣の指定する学校が歯科技工士養成課程に位置づけられたことは、はじめて歯科技工が専門の学問領域として研究するに相応しいと認められたことであり、ようやく高等教育への道が開かれたのである。法律案草案趣旨説明についてその要旨を下記に示す。

歯科技工法の一部を改正する法律

（平成6年法律第1号）

制定理由

歯科技工士は歯科医師の指示のもとに義歯等の歯科技工物を作成することにより、歯科医療の普及及び向上に寄与しており、本格的な高齢化社会を迎え、今後その役割は一層大きくなるものと考えられる。

こうした中で、社会からの多様な要請に十分対応できるように、歯科技工に関する技術水準を一層高めていくとともに、歯科技工技術水準の向上に貢献する人材をより多く育成していくことが重要である。

このため、文部大臣の指定する学校を歯科技工士の養成課程のひとつとして位置付けることにより、短期大学等における教育・研究施設の設置への道を開くとともに、法律の題名を改めることとし、この法律を制定することとした。⁶⁾

3. 高等教育化へのアプローチ

(1) 明倫短期大学の基盤、財団法人歯友会歯科技術専門学校の教育・研究活動

明倫短期大学の設立準備構想が具体化したのが平成6年2月の歯科技工（士）法の改正を契機として平成7年1月からである。しかし、その基本構想は財団法人歯友会設立時にまで遡ることになる。財団法人歯友会の沿革は表2に示すとおりである。

財団法人歯友会はその前身である歯科技工施設附属歯科補綴研究所が昭和28年創立者木暮山人先生（財団法人歯友会理事長、学校法人明倫学園理事長）によって設立され、昭和30年の歯科技工法施行（歯科技工士養成所の法律化）に伴う特例歯科技工士の認定試験の受験指導教育にはじまる。

昭和34年「歯科附帯業界の技術的、経済的、社会的向上と歯科界全般の躍進を計ると共に身体障害者の技術指導をもって社会福祉に貢献する」ことを目的とし新潟県知事より設置認可された。同年、厚生大臣より指定認可を受け歯友会歯科技工士養成所（健常者・ろうあ者・中卒3年制・昭和41年の指定規則改正により高卒2年制）、歯科衛生士養成所（高卒1年制・昭和58年の指定規則改正、昭和63年の実施に先駆け昭和50

表 2. 財団法人歯友会歯科技術専門学校の沿革^{7)~9)}

昭和 28 年 3 月	歯科技工施設附属歯科補綴研究所設立する。
昭和 30 年 8 月	[歯科技工法公布 (法律第 168 号)] 特例歯科技工士認定試験の受験指導を開始する。
昭和 31 年 2 月	[歯科技工士養成所指定規則制定]
昭和 34 年 2 月	財団法人歯友会の設立認可を受ける。(新潟市関屋 1822-21)
7 月	厚生大臣の指定を受け、同地に歯友会歯科技工士養成所、歯友会歯科衛生士養成所開校。 人格の陶冶を目的に寮制度を開始する。 財団法人歯友会附属歯科診療所を設置する。 財団法人歯友会無歯科医地区歯科医療奉仕団を結成する。
昭和 35 年 4 月	防衛庁委託学生施設として防衛庁の指定を受け、海上自衛官、航空自衛官を委託学生として受け入れ、全国唯一の防衛庁指定歯科技工士養成所となる。
昭和 36 年 4 月	歯科技工士有資格者を対象に高度技術修得のため歯科技工士専修科 2 年制を併設する。
昭和 38 年 10 月	新潟大学医学部附属病院において歯科衛生士養成所学生の臨床実習を開始する。 歯科技工士専修科に歯科補綴研究所を併設する。 陶材研究室、高溶金属精密鑄造研究室、高分子研究室を設置する。
昭和 41 年 4 月	歯友会歯科技工士養成所の校名を歯友歯科高等専修学校と改める。
5 月	[歯科技工士養成所指定規則一部改正]
昭和 42 年 4 月	歯友会歯科衛生士養成所を歯友歯科高等専修学校に包含し、歯科技工士科、歯科衛生士科、歯科技工士専修科と改める。 歯科技工士科 2 年制 1 回生入学。
10 月	新潟大学歯学部附属病院において歯科衛生士科学生の臨床実習を開始する。
昭和 43 年 4 月	校舎を移転新築し、教育・研究施設を拡充する。(新潟市真砂 5821-663)
昭和 47 年 1 月	日本歯科大学新潟歯学部附属病院において歯科衛生士科学生の臨床実習を開始する。
昭和 49 年 12 月	[歯科技工士養成所指定規則一部改正]
昭和 50 年 4 月	歯科医療の需要増と技術の高度化に備え、歯科衛生士科の修業年限を 2 年制とする。それに伴い、校舎、附属歯科診療所を増築し、設備を充実する。
昭和 51 年 1 月	[学校教育法改正]
4 月	校名を歯友会歯科技術専門学校に改める。 第 1 女子寮新築。
昭和 52 年 11 月	防衛庁海上幕僚本部より、隊員委託施設として尽力した事に対し、表彰を受ける。
昭和 53 年 4 月	第 2 校舎完成する。(新潟市真砂 3 丁目 23-2) 臨床実習室を増築し、実習施設の拡充をはかる。
10 月	防衛庁航空幕僚本部より、隊員委託施設として尽力した事に対し表彰を受ける。
11 月	附属歯科補綴研究所開発技術に対し、新潟県知事より技術賞を受賞する。これを機に附属医療機材研究所と名称を変更する。 研究成果発表のため歯友歯学会を発足する。
昭和 54 年 4 月	歯科技工士科に歯科高分子技工学の施設・機材を設置する。
昭和 55 年 4 月	グラウンド用地取得整備完了する。 歯科衛生士科基礎実習室ユニット設置。
昭和 57 年 1 月	[歯科技工法一部改正] [都道府県知事免許が厚生大臣免許に改まる。]
昭和 59 年 4 月	歯友会附属医療機材研究所研究棟を新築、電子工学研究室を増設する。
昭和 61 年 4 月	歯科衛生士科基礎実習室にユニット増設する。
昭和 62 年 4 月	情報処理技術を学科課程に導入し、これに伴い専用実習室を新設し、コンピュータ機器を始め諸施設、機材を設置する。
平成 2 年 6 月	中国歯科技術研修生を受け入れる。
平成 4 年 12 月	[歯科技工士養成所指定規則一部改正]
平成 6 年 4 月	[歯科技工法一部改正] 文部大臣指定の歯科技工士学校の卒業生にも国家試験受験資格が与えられ、名称も歯科技工士法に定められる。
平成 7 年 1 月	歯科技工士科、歯科衛生士科の大学昇格を目指し、大学設立準備委員会事務局を開設する。
9 月	明倫短期大学設立準備委員会に校地、校舎、図書、教具教材、現金を寄付する。 文部大臣に学校法人明倫学園の設立申請書ならびに明倫短期大学設置認可申請書 (一次) 提出する。
平成 8 年 6 月	文部大臣に明倫短期大学設置認可申請書 (二次) 提出する。
12 月	文部大臣より学校法人明倫学園の設立ならびに明倫短期大学 (歯科技工士学科、歯科衛生士学科) の設置認可を受ける。 明倫短期大学設立準備委員会の総資産を学校法人明倫学園に寄付する。
平成 9 年 4 月	明倫短期大学開学

年より高卒2年制)が開校した。歯科技工士養成所としては法施行後全国ではじめての設置であった。

また附属歯科診療所を開設し、臨床実習施設として機能するとともに地域医療への貢献の一環として、広く新潟県内の無歯科医地区に対する医療奉仕を目的に掲げ、無歯科医地区医療奉仕団を結成し無歯科医地区が消滅する平成5年までの34年間(内22年間は独自に、56年より県事業として)活動は続いた。

さらに、昭和36年には歯科技工士(有資格者)を対象に高度技術修得のため歯科技工士専修科2年制を併設、昭和38年には専修科附属歯科補綴研究所を設置し、研究開発面に力を入れていった。そして、研究分野別に陶材研究室、高溶金属精密鑄造研究室、高分子研究室を設けた。その後、昭和53年に永年の研究成果に対し理事長木暮山人先生に新潟県知事より技術賞、財団法人発明協会(会長 井深大)より発明奨励賞が授与され、その副賞を理事長より基金として寄贈されたことを契機に歯科技工分野の研究をより強化することになる。

研究所の名称は附属医療機材研究所に変更するとともに、新たな研究分野として生体材料研究室、電子工学研究室を設け歯科技工独自の研究基盤を確立していった。またこの時、歯科技工士、歯科衛生士自らがその領域の研究に研鑽を積むことを奨励し生徒には卒業研究を義務づけるとともに職員、生徒、校友会員の研究成果の発表の場として歯友歯学会を発足した。

研究業績は日本歯科技工学会、日本歯科理工学会、日本歯科産業学会等に発表していく一方、学科課程にも組み入れられていった。昭和54年歯科技工士科に高分子技工学、昭和62年歯科技工士科、歯科衛生士科に歯科医療情報処理実習、昭和60年専修科にチタン精密鑄造実習が導入され、現行制度の枠内の中で最大限に創立の理念に基づいて歯科医療従事者が自ら歯科医療に貢献できる技術を研究開発し、次代の担い手として研鑽を重ねるべく指導が行われていった。

このように教育内容の充実を図りながら施設、設備面も徐々に整備されていったが、昭和56年にはグラウンド用地取得整備が完了している。この敷地は大学設置基準に必要な校地面積に相当する広さであり、大学教育課程への昇格のための環境整備にも努めた。また、歯友会は教育環境の立地としても新潟大学医学部・歯学部、日本歯科大学に近接し、優秀な教授陣の指導がうけられたことも幸いしている。

財団法人歯友会の教育事業、研究事業の成果は約4,370名の歯科技工士、歯科衛生士の育成(身体障害者91名、防衛庁依託学生70名を含む)、歯科技工専修科139名(中国歯科技術研修生30名を含む)を輩出、取得特許国内61件、海外19件、実用新案11件を数えている。

(2) 専修学校では実現できない歯科技工学の理論と技術確立のための教育・研究組織の必要性

前述したように歯科技工士の養成は昭和30年歯科技工法制定以降、一元的に厚生大臣の指定する学校で行われてきた。平成6年歯科技工(士)法改正になってはじめて文部大臣の指定する学校も認められたが、その後も全て専修学校のみで行われている。

学校教育法によれば、専修学校は「職業若くは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする」(学校教育法第1条に掲げる以外の教育施設)。一方、短期大学の目的は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」更に、大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」¹⁰⁾とその目的を明確にしている。

また、大学設置審議会答申「平成5年度以降の高等教育の計画的設備について」(平成3年5月17日)には大学、短期大学、専修学校の各学校ごとの将来の在り方についてその方向性が明確に示されている。¹¹⁾

科学技術が高度に発展し、知識・情報の専門細分化が止めようもなく進んでいく中で高度な専門職、技術者の養成を社会が強く望み始めているのみならず、今や研究後継者の養成もそれ専門の組織をもって行う必要もでてきている時代に既に入っている。

歯科技工士が医療技術専門職としてその専門性を発揮し、技術的評価を受け、併せてその職能の確立を図っていくためには他の医療職と同様、その学問領域の研究を積み、歯科技工学の理論と技術を確立してゆく教育研究組織が必要となってくる。

そして従来の技術伝承的な要素がやや先行していた職能的教育を改善し、高分子技工、生体材料関連技工などを加えた幅広い専門知識・技術の習得や、情報処理技術等のハイテクノロジーを応用した学際的技術体系への取り込みによる専門教育水準の向上を図ることや、歯科医師の指示、指導を適確に理解し実践できる専門的基礎学力の上に、社会の変化や技術の進展に対応できる研究・応用能力を身につけ、生涯を通して常に研鑽して技術水準を高め品質や安全性を保証していくマインドやパーソナリティを育むことも重要となってくる。

また優秀な後継者を育成していくためにも、その教育内容や教育環境も魅力的なものにしていく努力も求められる。学生数激減期を迎えているなかで技術資格や学位、魅力ある大学を求める若い世代に伝えていくことも大切なことと考える。

(3) 大学設置基準に示された新しい基本方針

わが国の学校教育の水準の維持を図る目的で、文部大臣は学校の種類に応じて設備、編成その他に関する

設置基準を定めている。従って大学設置申請にあたっては大学設置基準、短期大学設置基準に基づいて審査が行われる。

大学設置基準の内容は設置の趣旨・自己点検評価、教育研究上の基本組織（短期大学の場合は学科）、教員組織、教員の資格、収容定員、教育課程、卒業の要件、校地・校舎等の施設及び設備、事務組織等にわたり教育水準の向上を図るための具備条件を最低基準として具体的に示している。^{10) 11)} 大学設置基準は公布以来、時代の変遷、あるいは社会変動などその時代の要請により数度改正され今日に至っている。大学改革の背景となっている戦後のわが国の高等教育制度の経緯や提言については井門富二夫著「大学のカリキュラムと学際化」¹³⁾、西田亀久夫著「第三の教育改革の課題と実現への展望」¹²⁾に詳しく述べられている。特に平成3年には21世紀の新しい時代に対応できる大学を見通して大改正が行われた。

主な内容は、情報化・国際化の進展を背景に、各大学の種類、教育目標に即し、各大学の多様な教育内容の設計を可能にするよう設置基準の大綱化が図られたこと、併せて生涯学習社会の振興のため学習機会の多様化、その責務として大学の水準の維持向上のための自己点検・評価の実施が求められている。^{10) 11)}

その中で最も重要視される内容は「大学等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」となっている。それは申請大学が学術研究・社会経済上又は地域振興上、極めて必要性の高い大学であることが確認されなければ、大学設置審査の対象にしないという基本方針があるからである。

さらに、我が国の大学設置に関する新しい基本的な考え方は「平成5年度以降の大学設置に関する審査の取り扱い方針」（平成3年6月24日大学設置・学校法人審議会大学設置分科学会決定）に示されているように、18才人口の動向や教育機能の強化、教育研究の高度化、生涯教育等への対応から、容易な大学設置を認めない「原則として抑制する」ことを基本方針としている。大学急拡張の時代の流れに歯止めがかけられたわけである。ただし抑制の例外の取り扱いとして「学術研究の進展、社会経済の発展に伴う新たな需要又は地域社会の産業・文化の発展に寄与する観点からの需要に対する極めて必要性の高い大学等の設置」でなければならないと規定し、以下の観点から極めて必要性の高いものに限り抑制の例外とすることが示されている。参考のため下記に記す。¹⁰⁾

ア、看護職員の養成に資するものであること。

イ、情報、社会福祉、医療技術、看護科学技術などの特別の人材養成に係るもので、特に必要と認められるものであること。

ウ、特別の社会的要請又は教育研究上の要請に答え、新しい分野を開拓するもので、その成果に十分な

見通しが得られるものであること。

エ、我が国の高等教育の発展に大きな影響を与える有意義な試みを実施しようとするもので、その成果に十分な見通しが得られるものであること。

オ、夜間教育又は通信教育を行うものであること。

カ、社会人、留学生、帰国生徒の受け入れに積極的に対応するものであること。

キ、地方の中核的都市及びその周辺地域において同様の学部・学科等が未設置であるか又は社会的要請に比して著しく少なく、当該地域に設置することが必要と認められるものであること。

ク、地方の中核的都市及びその周辺都市において、収容力が社会的要請に比して著しく低く、当該地域に設置することが必要と認められるものであること。

ケ、その他アからクに掲げるものに相当する特別の事情があるものであること。

(4) 教育課程の編成

大学設置基準が示すように教育課程は各大学が教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成していくものであり、各々の大学の目的・教育目標を実現するためのものである。

明倫短期大学設立準備委員会（代表 木暮山人、柴田嘉則、内田安信、古田正憲、佐野正枝、石木哲夫、中静正希、事務局長代理 飯塚公几）で決定した目的を下記に示す。また授業科目の概要を表3に示す。

明倫短期大学の目的

国民医療並びに人類福祉の為に貢献しうる有能な医療専門技術者を育成することを目的として、より高度な学理と専門的技術を教授するのみならず、創意工夫をもって研究を進めるとともに、社会人としての良識と見識とを涵養する精神を養い常に「人格の陶冶」「知識と技術の習得」「社会奉仕」という三つの創立綱領を柱に教育にあたる。

この目的に即して歯科技工士学科における期待すべき教育の成果をもたらすため全体的教育活動計画を作成した。

歯科技工学は歯科医療・医学と共に人間の健康に奉仕する学問であり、歯科医学が主として生体の側からであるのに対して歯科技工学は物質（生体機能代行装置）の側からこの目的に接近しているものといえるのではない。そのため優れた各種装置を製作、適正に使用され機能することを研究の目標とし、それを支える基盤科学が歯科技工学の内容に相応しいと思われる。

また、歯科技工士の教育については歯科医師の指示が正確に理解し実施できる基礎知識と学力を養い、生体機能代行装置を作成するための模型その他科学的な

各種情報、資料を正確に判断し、それに基づいて咬合機能の回復を図る各種装置を作成する加工理論と技術や機材、生体材料学を修得し、将来、臨床技工で要求される応用技術の基礎を教授し、それらの知識や技術を生涯を通して高め研究し、また、指導者として国内外で活躍できることを目指すべく検討を進めた。

授業科目は大きく一般教養科目、専門教育科目で構成し基礎、専門、先端分野に分け、授業の方法は講義・演習・実験・実習のいずれか又はこれらの組み合わせとした。厚生省指定規則に定められた授業科目は全て必須科目として開設するほか、新領域に対応する新しい科目は必須科目と選択科目に分けた。指定規則科目についても教育内容に改善を加え、近代的な内容として有効に関連させ充実させるとともに実習と講義との

関連性をもたせるように工夫した。また、強化することが必要な科目については時間数を増加した。

そして、これらの科目が2年間で効率的に履修できるよう各学年に配当し、さらに個々の履修段階を把握し自然科学系科目や基礎科目については補修を義務づけるとともに授業時間外にも実習室、AV-LL教室を開放し自発的な自主学习による技術の向上を図れるようにした。また、歯科衛生士学科と共通する科目を設け、コデンタルスタッフとしての自己の位置付けを理解させ医療チームとしての協調性を育むよう配慮している。

以上により学習の主体である学生が授業に積極的に参加し学べるように授業形態を工夫するとともに自己啓発を支援する体制を促す方針で作成した。

表3. 歯科技工士学科の授業科目の概要

[基礎科目]

- 英語、化学、物理学、造形美術概論など歯科技工士に求められる学際的知識、最先端のテクノロジーを総合的に修得するための基本となるカリキュラムを用意。専門教育へのステップアップの基礎を築く。
- 単に加工技術を駆使するだけでなく、歯科技工物作成の設計図ともいべき指示書・資料・石膏模型を手にしたときに患者の痛みが理解できるような人間性の育成を教育の基本に掲げ、社会福祉など「心の知性」を育成するために教育上配慮もする。

1年次

化学	選択
物理学	選択
造形美術概論	必修
英語Ⅲ	必修

2年次

社会福祉	選択
歴史学	選択
英語Ⅰ	選択

[先端分野]

- 3D・CAD/CAMをはじめとした情報処理技術分野の授業を取り入れ、歯科技工物の製作に必要な応用技術やその裏付けとなる学理を学ぶ。
- インプラントの上部構造・色彩表現・顎顔面補綴物・スプリントなど最先端分野を特殊歯科技工演習で学ぶ。
- 高齢化に対応する歯科口腔介護を学び、作成した装置がどのように使用され役立っているのか、高齢者の実態を理解する。

2年次

歯科技工3D・CAD/CAM理論解説	必修
歯科技工3D・CAD/CAM実習	選択
歯科口腔介護	選択
特殊歯科技工演習Ⅰ	選択
特殊歯科技工演習Ⅱ	選択
特殊歯科技工演習Ⅱ	選択

[専門科目]

- 歯科医学概論、口腔解剖学など、歯科医学および歯科医療の全体像を学び、歯科技工物との関連性について理解を深め、技工製作に十分生かせる内容となっている。
- 歯科理工学の内容は充実強化、材料の技術革新やテクノロジーの進展、品質規格、生物学的安全性についても学ぶ。
- 有床義歯技工学、歯冠修復技工学、顎口腔機能学など専門科目は十分学識と技術を習得できるよう実習と連動させたカリキュラム。また、AV教材を導入し、重点的に技術水準の向上をはかるように配慮されている。

1年次

歯科技工学概論	必修
歯科理工学Ⅰ	必修
歯科理工学Ⅱ	必修
歯科理工学実習	必修
歯科医学概論	必修
口腔解剖学	必修
口腔解剖学基礎実習	必修
顎口腔機能学	必修
顎口腔機能学実習	必修
有床義歯工学	必修
有床義歯技工学基礎実習	必修
歯冠修復技工学	必修
歯冠修復技工学基礎実習	必修

2年次

関係法規	必修
矯正歯科技工学	必修
小児歯科技工学	必修
歯科技工実習	必修
有床義歯技工学基礎実習	必修
歯冠修復技工学基礎実習	必修

4. 人格の陶冶をめざす学寮

創立の理念にもとづき医療人に相応しい良識と見識を涵養することの大切さから、寮生活を通じての人間形成を重視し学寮(寮監 萬才英二郎)を完備している。これは同じ目的をもった者が学寮で共に生活し信頼関係を築くとともに、師弟一体となった全人教育(自己完結)を目指すもので、前身の歯友会歯科技術専門学校創立時から39年間実践された伝統の上に運営されている。

経験豊かな先輩職員が当直者として学寮生活を共にして日々のふれあいの中で生活指導はもとより勉強や補習実習などの学習指導面での対応をきめ細かに行っている。また、毎年創立記念行事として行われる角田浜競歩大会では、片道25kmの海岸線をグループ単位で目的地まで完走するなど、恵まれた自然環境の中で職員家族も参加する各種行事は特記すべきことである。木暮山人先生が示された「情操豊かな道義心を基礎とした三綱五常の精神」の教えを深く心に期すべきときであろう。礼儀正しく節度ある日課、団体生活の場で人を思いやる心、独立心、連帯感、尊敬の心が育くまれるよう指導努力が行われている。

5. まとめ

我が国における最初の歯科技工士養成のための高等教育機関として明倫短期大学が開学した経緯について述べた。歯科技工学は学問としてみたとき現在は未成熟であるが、大学、大学院で教育・研究されていくに相応しい奥行きと先端性を兼ね備えた学問領域と考えられる。本学は第一段階としてまず歯科技工学の理論と技術の確立を目指し、将来の大学・大学院の設置を視野に入れながらカリキュラムの編成、シラバスの形成を行い、短期大学二年制の修業年限で開学した。内田安信学長は歯科技工学科長を石木哲夫副学長は歯科衛生士学科長を兼任、学科毎のみならず兼担のメリ

ットを生かした教員組織が一体となり意欲的に取り組んでいる。今、設置時の計画に沿って走り出したところであるがこの二年間に実行しなければならない課題もまだまだ多い。しかし、次ぎなる第二段階の計画である専攻科設置の準備を進めなければならない。

短期大学の2年間で学んだ基礎学力を伸ばす教育機会、また卒業後も自己研鑽に努める生涯学習社会への対応をしていかなければならない。

歯科技工士の高等教育は本学によって嚆矢がはなれたが、科学知識や情報ネットの拡大や高速化、流動化は社会の動きをますます加速していくものと思われる。新しい歯科技工士教育に最も相応しい教育内容や教育課程の編成について大学は自らの教育、研究内容を絶えず組みなおしていくためにさらなる研究が必要と思う。

学内、学外の皆様の御支援を得ながら高等教育の実をあげたいものである。

文 献

- 1) 木暮山人：歯科技工のあゆみ、歯友会歯科技術専門学校、1982
- 2) 歯科技工士教育協議会：会報 創刊号、1970
- 3) 歯科技工士教育協議会：会報 第2号、1970
- 4) 歯科技工士教育協議会：会報 第3号、1971
- 5) 歯科技工士教育協議会：会報 第4号、1972
- 6) 参議院：厚生委員会議事録、1993
- 7) 財団法人歯友会：創立10周年記念小冊子、1968
- 8) 財団法人歯友会：創立20周年記念小冊子、1979
- 9) 財団法人歯友会：創立30周年記念小冊子、1988
- 10) 文部省高等教育局企画課監修：大学設置要覧〈平成9年改訂〉、1997
- 11) 文部省高等教育局私学部編集：私学必携〈第八次改訂〉、1997
- 12) 西田亀久夫：第三の教育改革の課題と実現の展望、高等教育研究会、1995
- 13) 井門富二夫：大学のカリキュラムと学際化 玉川大学出版部、1994

(学校法人 明倫学園理事)